

柏市地域防災計画(案)正誤表

| 該当ページ | 該当記述 | 修正案 |
|--|--|---|
| 目次 | 第2章 第3節 第3 物資供給体制 第3章 第2節 第9 物資供給 | 物資供給・給水体制 物資供給・給水 |
| 震-32 災害ボランティアセンター | ボランティアによる支援を行なう。 災害ボランティアの調整と活動支援を行なう 災害ボランティアの情報の収集と発信を行なう | ボランティアによる支援を行なう。 災害ボランティアの調整と活動支援を行なう。(受入れ、配置、行政との連携) 災害ボランティアの情報の収集と発信を行なう。 (要望、ニーズの把握) |
| 震-37 建物の安全対策 | 市では「柏市耐震改修促進計画」(平成20年3月)に基づき、耐震性の向上を目指す。 | 市では「柏市耐震改修促進計画」(平成20年3月)に基づき、及び地震消防緊急事業5ヶ年計画の活用により、耐震性の向上を目指す。 |
| 震-42 市街地再開発事業の推進 | 市の中心である柏駅周辺地区については、高度で複合的な都心機能をもった施設の集積を促進する。 駅から少し離れた幹線道路沿いの密集市街地については共同化を誘導し、耐震・耐火構造による近代的な建物として更新するように市街地再開発事業を積極的に推進する。 その他の既成市街地の低層密集地区については、防災面等から住宅を対象とした再開発、あるいは、住宅街区改良事業など手法の検討を加え、道路及び公園等の公共空間の確保を図り、住環境の改善及び安全なまちづくりを進める。 | 市の中心である柏駅周辺地区について、老朽密集市街地の改善や、道路や都市空間を確保し、都市防災性の向上を図る。 施設建築物について帰宅困難者の一時的な受け入れや、防災備蓄倉庫などの整備を推進する。 |
| 震-48 2 避難所の施設整備 | ■避難所に指定した建物については、必要に応じ、換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める。 ■避難所における救護所、通信機器等施設及び設備の整備に努める。 ■避難所に食糧、水、非常用電源、炊き出し用具、毛布、仮設トイレ等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。 ■避難生活の長期化、女性、災害時要援護者に対応するための、さまざまな生活施設設備の整備やケア策の整備に努める。 | ■避難所の運営に必要な情報通信機器・資機材や避難生活の環境に必要な設備の整備や物資の備蓄に努める。 ■避難生活の長期化、女性、災害時要援護者に対応するための、さまざまな生活施設設備の整備に努める。 |
| 震-48 都市公園の整備 | ■都市公園は、災害の防止、都市公害の緩和に役立つ緑を地域の性格に応じてオープンスペースとして配置する。地震火災時における安全を確保するため、広域避難場所の整備充実を図る。 ■広域避難場所等への避難中継地や防災活動、避難生活に役立つ公園の確保・整備を進める。 | ■都市公園は、災害の防止、都市公害の緩和に役立つ緑を地域の性格に応じてオープンスペースとして配置する。 ■地震火災時における安全を確保するため、大堀川防災レクリエーション公園の隣接地に防災公園を整備するなど、広域避難場所の整備充実を図る。 ■広域避難場所等への避難中継地や防災活動、避難生活に役立つ公園の確保・整備を進める |
| 震-61 ヘリコプター 臨時利発着場の選定 | | ※ドクターヘリ離発着場・・・大堀川防災レクリエーション公園 |
| 震-78 保健福祉部 震-116 活動目標 12時間 | 二次的避難所(福祉避難所)の開設 | 高齢者福祉施設の被害状況及び避難者受入れの可否の把握 |

| | | |
|--|---|--|
| 震-78 保健福祉部 震-116 活動目標 24時間 | | 二次的避難所(福祉避難所)の開設 |
| 震-78 保健福祉部 随時 | 被災者支援(災害弔慰金, 災害障害見舞金, 災害援護資金, 特別支援学校等への就学奨励事業, 介護保険料等の減額・免除, 障害福祉サービスの利用者負担等の減額・免除, 生活福祉資金制度による貸付, 日赤義援金に関する事務) | 被災者支援(災害弔慰金, 災害障害見舞金, 災害援護資金, 特別支援学校等への就学奨励事業, 介護保険料等の減額・免除, 障害福祉サービスの利用者負担等の減額・免除, 生活福祉資金制度による貸付, 日赤義援金に関する事務) |
| 震-140 電力施設 | 東京電力(株)東葛支社は所内に非常災害対策本部東葛支部を設置し、災害の程度に応じた応急復旧対策にあたる。 | 東京電力(株)東葛支社は所内に非常災害対策本部東葛支部を設置し、災害の程度に応じた応急復旧対策にあたる。 |
| 震-150 被災宅地の危険度判定 | 市(都市部, 総務部)は、宅地が大規模かつ広範囲に被災し、二次災害の恐れがある場合、被災宅地危険度判定を開始する。 判定の実施方針は前述の「被災建築物の応急危険度判定」に準ずる。 | 市(都市部, 総務部)は、宅地課長を長とする柏市被災宅地危険度判定実施本部(以下「宅地判定実施本部」という。)を設置するとともに、県に報告する。宅地が大規模かつ広範囲に被災し、二次災害の恐れがある場合、被災宅地危険度判定を開始する。 なお、判定士の確保等調査開始までの手順については、判定の実施方針は前述の「被災建築物の応急危険度判定」に準ずる。 |
| 震-151 応急仮設住宅の建設 | ライフライン等の被害、飲料水の確保、保健衛生、交通の便、教育の場等を考慮して仮設住宅建設地を選定し、建設スケジュール、旧宅の形式、戸数等の建設計画を策定する。 | 次の候補地をはじめ、ライフライン等の被害、飲料水の確保、保健衛生、交通の便、教育の場等を考慮して仮設住宅建設地を選定し、建設スケジュール、旧宅の形式、戸数等の建設計画を策定する。 応急仮設住宅建設候補地 ○新十余二第一公園野球場 ○逆井運動場 ○宮田島運動場 ○野馬公園 |
| 震-154 保健福祉部 | 介護保険料の給付等 | 介護保険の給付、介護保険料の賦課 |
| 資-7 1号委員 | 農林水産省関東農政局千葉農政事務所地域第三課長 | 農林水産省関東農政局千葉農政事務所地域センター 地域第三課長センター長 |
| 資-43 指定地方行政機関 | 関東農政局 千葉農政事務所地域第三課 課長補佐(総務) 043-484-1207 043-484-1226 | 関東農政局 千葉農政事務所地域第三課地域センター 課長補佐(総務)農政推進グループ食品産業チーム 043-484-1207043-251-8307 043-484-1226043-252-5261 |
| 資-43 指定地方公共機関 | 東日本電信電話(株)東葛営業支店 法人営業担当 04-7162-4600 04-7162-7998 | 東日本電信電話(株)東葛営業支店 法人営業担当支店長 04-7162-4600 04-7162-799804-7160-4011 |
| 資-93 指定地方行政期間 | 農林水産省関東農政局千葉農政事務所地域第三課 佐倉市市川290-3 043-484-1207 043-484-1226 | 農林水産省関東農政局千葉農政事務所地域第三課地域センター 佐倉市市川290-3千葉市稲毛区轟町5-1-4 043-484-1207043-251-8307 043-484-1226043-252-5261 |